

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2026年度 秋季
専門科目		

《日本史分野》

〔I〕

《解答又は解答例》

1 問1 縄文時代・中期

問2 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。解答にあたっては、縄文時代の環状集落であること、広場を中心として建物跡がそれを取り囲むように存在すること、建物跡には竪穴住居跡だけでなく掘立柱建物もみられること、広場には土壇墓など建物とは異なる施設が認められること、こうした集落形態が縄文時代前期から後期を中心に列島の広い範囲で認められることなどを解説してほしい。

問3 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。「縄文のヴィーナス」として 広く知られている国宝の土偶であることはもちろん、土偶の一般的な扱われ方とは異なって完形完存で出土したことなどを解説し、これまでの研究から、女性像である土偶がどのように認識されているのかをまとめてほしい。

問4 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。問1の解答をふまえ、縄文時代中期における集落遺跡の動向をもとに、同時期に各地で大型集落が形成され、その内部で多くの生活上の営みが存在したこと、ヒスイや黒曜石を通じて遠隔地との交流が行われていたこと、各地で特徴を持つ開発行為が行われていたこと、中期の終わり頃までにそれらの集落が衰退していくことなどを論じてほしい。

2 問1 続日本紀

問2 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、考課令に規定された使で、考課（勤務成績）上申や公文の進上にあたったものであること、四度使の中で最も重要なものであったこと、国司から選ばれたことなどを中心に論じてもらうことが期待される。

問3 諸国朝集使に敕して曰く「天下百姓、多く本貫に背き、他郷に流宕し、課役を規避す。それ浮浪逗留して三月以上経る者は、すなわち土断して調庸を輸さしむること、当国の法に随へ」。

問4 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、律令法では、によって、戸と戸口の逃走について、三年と六年の間、五保と同戸がそれぞれ逃亡者の探索や、その口分田を耕作し租調を代輸することになっていたこと、土断の語義から現地編付とする解釈は誤りであること、むしろ本貫地と現地とで二重課税を実施し、本貫地への帰還を促進する政策であった可能性が高いことなどを論じることが期待される。

問5 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、原義は中国に倣って土農工商の四種であること、大宝令で規定されたが、商工業が

法 政 大 学 大 学 院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻	2026年度
専門科目	修士課程《一般》	秋 季

農業から分離するのが遅れていた日本の実態に合わないことから養老令で削除されたことなどを中心に論じることが期待される。

- 問6 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、令制官職で太政官に所属し、臨時に諸国を巡察して、地方官の監督や人民の視察にあたる官であったこと。古稀の記述から大宝令にも規定されていたことなどを中心に論じることが期待される。
- 問7 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、巡察使を派遣して、国郡司の治政の良否を視察させたことの意味を中心に論じることが期待される。
- 3 問1 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、①くずし字を正しく判読すること、②訓読文を適切に示すこと、③句読点を適切に付すこと、の3点を意識して論述してください。
- 問2 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、①「三浦和田茂長女子平氏申状并越後国宣」に関する基礎的な理解を示すこと、②課題文に対する正確な理解を示すこと、③自らの考えを適切に示すこと、の3点を意識して論述してください。
- 問3 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。解答にあたっては、①元弘三年（一三三三）頃の社会情勢に関する基礎的な理解を示すこと、②課題文に対する正確な理解を示すこと、③自らの考えを適切に示すこと、の3点を意識して論述してください。
- 4 問1 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできない。解答にあたっては、くずし字を正しく判読することを意識してもらいたい。
- 問2 安政五年（一八五八）。論述部分については、具体的な解答を示すことはできない。史料の作成者を特定し、また本文中の各所には年代を特定するうえで手がかりとなる内容が記されていることから、これらの情報をもとに正しい年代を推定し、そのうえで論理的に説明してもらいたい。
- 問3 傍線部には「三公」と記されている。これは太政大臣・左大臣・右大臣の総称である。
- 5 問1 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできない。解答にあたっては、くずし字を正しく判読することを意識してもらいたい。
- 問2 明治九年（一八七六）。論述部分については、具体的な解答を示すことはできない。史料の発信者・受信者を特定し、また本文中の各所には年代を特定するうえで手がかりとなる内容が記されていることから、これらの情報をもとに正しい年代を推定し、そのうえで論理的に説明してもらいたい。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2026年度 秋季
専門科目		

問3 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできない。傍線部を正しく読み解き、その役職にあった人物を割り出すことが求められる。

《出題の意図》

- 1 日本考古学に関する基礎的な知識をもち、資料に対する適切な評価を行う能力があるかどうか問うものである。
- 2 日本史学（日本古代史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 3 日本史学（日本中世史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 4 日本史学（日本近世史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。
- 5 日本史学（日本近代史）に関する史料読解力と基本的な理解があるかどうか問うものである。

〔Ⅱ〕

《解答又は解答例》

- a 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。遺跡の所在地、所属する時代時期、特色などを含んだうえで、明確に記述することを求める。
- b 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。主たる編纂者、編纂時期、編纂理由、施行時期、前令との比較などを中心に明確に記述してください。
- c 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。時代、機能、出身母体に関する要素を含んだうえで、明確に記述してください。
- d 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。時代、発令者、目的、効果に関する要素を含んだうえで、明確に記述してください。
- e 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはしない。解答にあたっては、団体の設立時期、中心的な人物、歴史的に果たした役割などについて、論理的に説明することを求める。

《出題の意図》

- a 日本考古学上の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- b 日本史学（日本古代史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- c 日本史学（日本中世史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- d 日本史学（日本近世史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。
- e 日本史学（日本近代史）の重要事項に関する基本的な知識があるかどうか問うものである。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2026年度 秋季
専門科目		

《東洋史分野》

1

《解答又は解答例》

問一 臣伏して見るに古より以来、軍兵の衆きこと、資糧の費え、未だ今日に如く者有らず。時に議する者皆兵の衆きことを患へて、而るに衆きことの由を知らず。皆兵の銷らさんことを欲して、而るに銷らすの術を得ず。故に之を散ずれば則ち軍情怨みて戒心啓き、之を聚むれば則ち財用竭きて人力疲る。日を為すこと既に深く、其の弊も亦た甚だし。臣以為へらく兵を銷らし費えを省くは、召募を断ち、虚名を去るに在るのみ。伏して以へらく貞元に軍興りて以来、二十余年、陛下其の劳効を念ふも、固より散棄すべからず。幸ひにして時の戦伐無きを以て、又焉くんぞ増加するを用ひんや。臣窃かに見るに当今新兵を募り、旧額を占ち、虚簿を張り、見糧を破る者、天下尽く是なり。斯れ則ち衆を致すの由、費えを積むの本なり。今若し虚名を去り、実数に就かば、則ち一日之内、十已に其の二三を減らさん。若し逃をして補はず、死をして填たさざらしめば、則ち十年の間、十又其の三四を銷らさん。故に之を散棄せざれば、則ち軍情怨むこと無し。之を増加せざれば、則ち兵数自ら銷る。虚を去り実に就けば、則ち名は詐らず、而して用は費えられず。故に臣以為へらく兵を銷らすの方、費えを省くの術は、或いは此に在らん。

問二 白居易は貞元年間にすでに官職に就いていたが、あらためて制科を受験することを志して、元和元年に職を辞して友人の元愼とともに長安の華陽観にこもって受験勉強に励んだ。その際に試験で課される策問にそなえて、当時の社会情勢を踏まえて課題を設定し、その模範解答を書いた。白居易はその模範解答である文章を集めて「策林」と名前をつけ、自らの文集に収めた。「策林」に収められた文章は、当時の政治や経済を知る上で有意義な情報を多く含んでおり、史料価値の高いものとなっている。

《出題の意図》

唐代の著名な文人である白居易の政策議論を題材に、史料読解能力と史料に関する知識、歴史的事象に関する知識について問うことで、研究に必要な知見の有無を確認する。

2

《解答又は解答例》

問一 (乾陵は)唐の高宗李治と則天武後の合葬墓である。乾県县城の北6キロの梁山の上であり、遠くに聳え立つ一つの峰と(手前にある)二つの峰に挟まれた壮大な規模を有するもので、唐代における「山によりて陵となす」や「南山の頂を門闕となす」の展開といえる。平面形状は方形で、一辺の長さは1438~1528m、四面に各一門を辟らき、その外側には石獅

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2026年度 秋季
専門科目		

子と闕台が各一对置かれている。南門の外側は神道であり、乳峰としての双闕（乳台）と鵠台が一对ある。神道には、南から北に向かって華表・翼獣・駝鳥・儀馬・翁仲・無字碑・述聖記碑ならびに六十一王賓像などの石刻造像が置かれ、その数と規模は唐陵の中でも最たるもので、その組み合わせや形式は以後の諸陵の見本となっている。陵園南門の内側には献殿の遺構があり、（陵園の）西南部では下宮の遺構も発見され、東南部は陪葬墓区となっており、17基の封土も現存している。このうち、永泰公主・章懐太子・懿徳太子墓など5基がすでに発掘されている。それらの墓室内の壁画は時代の香りが濃厚で、石門や石椁に描かれた線刻は精緻、唐三彩の造形は躍動的で、盛唐文化の特徴を醸し出している。

問二 乾陵の陪葬墓の墓道に描かれた壁画であり、ここには二種類の異なる衣服を纏った女性がみられる。右手の女性は一重の足まで隠す伝統的な中国衣装を纏い、首にスカーフ状の薄手の布を巻いている。これに対し、左側の女性は男装ともいわれる身なりであり、これについてはズボンに革靴を履くという乗馬を基本とする胡族の服装である胡服と称される身なりである。腰には皮のベルトをつけ、小物入れとも小型の携帯用便器とも考えられる携帯物を腰に吊るしている。唐の建国者である李淵の母親は匈奴系の出自をもつ武川鎮軍閥の將軍獨孤信であることから、唐の宮中には遊牧系の要素が必然的に入っていると考えるべきである。この女性の服装はまさに遊牧文化が唐の宮中でみられた事例であるといえる。一部日本の博物館の図録に、男装をする活発な唐代の女性、という説明書きがみられるが、あまりに飛躍した見方ではないだろうか。なお、髪の状態などは唐三彩などの造形に多くみられるものであるが、こちらについては遊牧的な要素がみられるか否かは定かでない。

《出題の意図》

唐皇帝陵の代表事例である高宗の乾陵を題材に、外国語（中国語）資料の読解力、ならびに考古・物質資料に対する知識と分析力を問うことで、研究に必要な知見の有無を確認する。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2025年度 秋季
専門科目		

《西洋史分野》

問題 1

《解答又は解答例》

問 (1) 民主主義について著述するほとんど全ての人々は、「直接」民主主義と「間接」ないしは「代表制」民主主義を区別するところから始める。制度に焦点を当てる者であれば、これを「集会制民主主義」と「議会制民主主義」と対置させる形で表す場合もある。とはいえ、この区別が表しているのは同じ事柄である。すなわち、直接民主主義では、人民が実質的に自ら統治を行う、言い換えれば、全ての人々が意思決定に参加する権限を有するのに対し、もう一方の種別（の民主主義＝間接民主主義）においては、全ての人々が権限をもって決定できることは意思決定を行う人物の選出に留まるのである。

問 (2) 前 5-4 世紀のアテナイでは、民会が国家運営にかかる意思決定機関であった。全ての成年男性市民は民会に参加する権限をもつとともに、議案について各自が自由に見解を表明し、挙手投票のかたちで一人一票の原則に基づき意思を示すことが認められていた。民会に提出される議案は五百人評議会における事前審議を必要としたが、評議会の成員も 30 歳以上の全成年男性市民から抽選により選ばれた。また国家運営の実務を担当する役人に関しても、将軍や財務官のような専門的経験・知識を要する役職を除いて、評議会の成員と同じ選出方法がとられた。さらに同じ事は、裁判において判決を下す陪審員の選出にも当てはまる。任期については、評議員・役人・陪審員のいずれも 1 年間に限られた。そして抽選により人員を選出する場合は大抵、部族と称されるアテナイの行政区の各々から同数の人員が供出された。従って、アテナイにおいては、全ての成年男性市民が意思決定への参加はもとより、国家運営に直接携わる権限を有していたといえる。そればかりか、民会・評議会・裁判に参加した者、あるいは、役人として職務を遂行した者に対して手当を支払うしくみを整えることで、政治参加に伴う経済的損失を補填し、全ての人々が当該の権限を行使できるよう配慮されていたのである。

《出題の意図》

西洋古代史の重要事項に関する基本的な知識を問うものである。

問題 2

《解答又は解答例》

問 (1) 犠牲となった人の数は、第二次世界大戦に比べてもより多く、人々の移動や物的な破壊もほぼ同様に大きかった。文化的混乱および経済的混乱に至っては、はるかに長く続いた。

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	人文科学研究科 史学専攻 修士課程《一般》	2025年度 秋季
専門科目		

問 (2) 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。ドイツでは 19 世紀半ばに「実証史学」の方法が確立されたにもかかわらず、出題内容にあるように、第一次世界大戦以前の三十年戦争の歴史叙述が、フライタークのようなアマチュア歴史家により、当時のナショナリズム運動に迎合する「受難の物語」として叙述されたことを踏まえている必要があります。その上でヴァイマル時代には、同様の歴史叙述環境の下で、三十年戦争の叙述が排外主義的プロパガンダの材料として用いられ、ヴェルサイユ体制批判の世論を喚起する「国民史」(Volksgeschichte) の構成要素にされた経緯を、具体的に論じていることが期待されます。それを前提に、第二次世界大戦後のドイツ近代史学を特徴づける「特有の道」(Deutscher Sonderweg) 論を念頭に置き、三十年戦争史研究の変化と、それが戦後ドイツの宗教、社会、国際関係の認識に及ぼした影響を論じていけば、更に高評価を与えることもあります。

《出題の意図》

西洋近代史の重要事項に関する基本的な知識を問うものである。

問題 3

《解答又は解答例》

問 (1) カーの著作の書名は、第一次世界大戦が既存の政治、国際構造を変容させて以降、ヨーロッパ（およびそれ以外の地域）の人々はほとんど恒久的な危機のもとで暮らしてきたという、1930 年代に広く普及していた見方を反映していたのである。

問 (2) 論述形式の設題であるため、具体的な解答を示すことはできません。イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカ合衆国などから任意の国を取り上げ、戦間期の政治的混乱やファシズムなど新たな思想の台頭および世界恐慌などの経済問題が、当該国にいかなる影響を及ぼしたかを、第二次世界大戦の開戦までを視野に具体的に論じることが期待される。

《出題の意図》

西洋現代史の重要事項に関する基本的な知識を問うものである。